

北海道自然保護協会会報  
Nature Conservation Society of Hokkaido

1991年3月号

No. 74

# NC HOKKAIDO



美々川湿原  
写真：門脇松次郎

# 美瑛富士スキー場開発の問題点

——考えたい自然の活かし方——

寺島 一男

## ◆優れた美瑛富士の自然

美瑛丘陵から眺める十勝岳連峰の姿は美しい。ゆるやかなうねりが幾重にも重なったその奥に、ひととき高い十勝の山並みが一列に聳える景観は、北国ならではの佇まいを滲ませて観る人の目を離さない。

スキー場の計画されている美瑛富士は、火山活動盛んな十勝岳本峰の二つ左隣に位置する、標高一八八八mのコニーデ状の山だ。十勝火山群最後期にできた山で、その地形の開析も少なく緑の衣を纏った美しい山体を保っている。現在、全山が大雪山国立公園に指定され、概ね山頂から標高一四〇〇mまでが特別保護地区、標高一一五〇mまでが第一種特別地域、美瑛川のある標高六六〇mあたりまでが普通地域となっている。

山頂部には構造土が発達し、南斜面には多角形土や階状土などがある。植生も変化に富み豊かで、標高およそ一一〇〇m付近から山頂部にかけては、ハイマツの各種群落、雪田草原、高山ハイデ等の高山植生が、標高およそ八〇〇m付近から一一〇〇mにかけては上部針広混交林、エゾマツ・トドマツ林、ミヤマハンノキ林、アカエゾマツ林などの亜高山

植生が、標高およそ八〇〇mから下には下部針広混交林、山地性広葉樹林等の山地植生が分布している。

動物相も実に豊かで、ナキウサギ・エゾテン・ニホンイヌ・エゾユキウサギ・エゾシカ等の哺乳動物が七科一三種、天然記念物のクマガラを始めとする鳥類が一七科二二種、天然記念物の高山蝶ウスバキチョウ・カラフトルリシジミ・アサヒヒヨウモン・ダイセツタカネヒカゲを始めとする昆虫類九七科四六一種等が、これまでの調査で確認されている。

中でも、標高一〇〇〇mから一二〇〇mにかけて分布するアカエゾマツ林は、岩礫上に堆積したわずかな土壌層と発達



十勝連峰と美瑛富士 (写真中央)

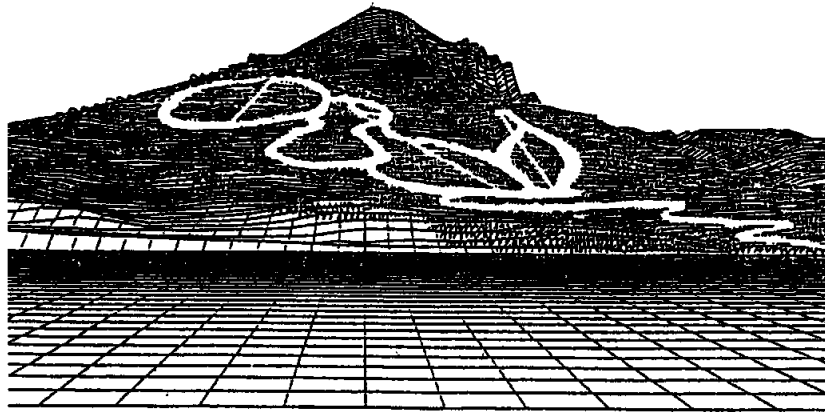
したコケ層の上に純林として成立した特異な森林で、貴重である。また、クマゲラはいたるところに採餌痕があり、営巣が確実視されているほか、水河期の遺存種として知られるナキウサギが、高山帯のみならず標高八〇〇mにいたる森林帯のカレ場に、広く生息していることが確認されている。これら貴重な動植物や地形を含んだ自然は、美瑛富士を中心に渾然一体として存在しており、まさしく大雪山国立公園を代表する「すぐれた自然地域」なのである。

### ◆開発の経過と諸問題

美瑛富士のスキー場計画は、白金地区の観光開発計画の一環として一九八〇年頃から持ち上がり、八三年になって西武不動産を核に「美瑛富士スキー場開発計画」としてまとめられた。その後、町と議会との確執があつて、八四年これらの計画は「ジャパン・ヘルシーゾーン計画（JHZ計画）」として衣替えされ、美瑛富士スキー場計画はその目玉商品として位置づけられた。同時に町民の中に「JHZを進める会」がつくられ、推進運動を担うこととなる。八七年六月「総合保養地域整備法（リゾート法）」が施行され、JHZ計画を含ま

めた「富良野・大雪地域」が八九年四月に指定地域となった。ところが、この計画がリゾート法でも規制をしている、第一種特別地域の使用を前提にしていることもあつて九〇年五月、国会で問題化。同年十二月、進める会は普通地域で実施すると表明して現在に至っている。

当初計画によると、スキー場は国



「美瑛富士林間スキー場開発に係わる環境影響評価書」(平成2年3月美瑛町)より一部修正

土計画(斡)を事業主体に、美瑛富士の北西斜面・標高六三〇mから上部の面積約一四六haの地域に、ゲレンデ八コース(面積約六〇ha)、リフト三基(面積約八ha)、レストハウス一棟・管理棟一棟・車庫一棟・汚水処理場一棟(面積計一一八〇㎡)、駐車場三カ所(一三三〇台分(面積約四・

六ha)、道路(面積約六・五ha)等を

造ることになっている。完成時には、年間五〇万人・一日最大五五〇〇人のスキー客を呼び込む計画である。

問題を環境保全に絞って要約してみよう。第一は、先に述べた美瑛富士の自然が著しく破壊されると予想されることだ。開発側の計算でも、消失する植物群落の面積はおよそ七五haに及び、その七割近くが亜高山帯のエゾマツ・トドマツ林、上部針広混交林である。地形の改変は極力しないといはうものの、一千台規模の駐車場とそこに至る幅員一一m、延長三七〇三mの道路(道路定規図による改変幅約三〇m)

だけでも、約二万三千方㎡の切土、約一四万㎡の盛土(最高切盛高一〇m)をしなければならぬ。当該地は全山が水源涵養保安林に指定されているほか、天然記念物の生き物を筆頭に多様な野生動物の住む森であり、その影響は極めて大きいといわなければならぬ。

第二は、景観の著しい破壊と国立公園としての性格が大きく歪められることである。十勝岳連峰は火山地形の山岳景観と、その山麓に広がる森林景観、そのまた前景としての丘陵景観が一体となつて、他に類を見ない美しい景観をつくりあげている。幸いなことに現在のところ著しい景観の破壊はまだ無い。スキー場のもたらす景観破壊は、環境影響評価書のシミュレーション図ですでに明らかになつているように、傷痕は一目瞭然である。また、諸般の事情から急遽国立公園の普通地域に計画を限つたようだが、この地域はこれまでの経過からして、本来もっと上位に位置づけるべき地域であり、普通地域の格上げこそが必要である。ここにスキー場を造ることは、「原始性豊か」といわれる大雪山国立公園の表情を一つ消してしまふことである。自然を活かす地域開発とはどのような開発か、再考すべき時である。

# 「ゴルフ場開発規制に関する要綱」の問題点

北海道ゴルフ場問題情報ネットワーク 神原 昭子

## はじめに

景気の後退や中東戦争を背景に、ゴルフ会員権の値崩れ、新規募集のかげりによる開発工事の停滞、はては開発企業の倒産によってゴルフ場計画そのものが中止に追いこまれるといったケースが、全国各地で起きている。

なかでも、石川県河内村では、国のリゾート法の指定をうけたうえに町との第三セクターで進められていたゴルフ場計画が、住民の反対運動と一割の地権者の同意を得られなかったために挫折し、全国から注目されました。

道内でも、木古内町が第三セクター方式で進めていたゴルフ場計画が開発企業「共和」の倒産によりストップ。第三セクター方式によるリゾート開発の是非が問題となりま

た。会員権神話の崩壊と開発企業のバ

ブル倒産の後に地域に残るものは何か——ゴルフ場問題は、今新たな局面をむかえています。

## 1 現状追認の「開発規制」

ゴルフ場の数と建設計画が全国一、加えて、広島町のゴルフ場からの農業流出による魚の大量死という事故を経験したことで、全国からその対応を注目されていた道庁が、今年の十一月十五日、全国で三〇番目と重い腰をあげて制定した「ゴルフ場開発の規制に関する要綱」は「ゴルフ場開発に一〇％枠——全国でももっともきびしい総量規制」と発表されました。

しかし、この要綱は、一〇〇か所をこえると推定される申請中や事前相談中のものまでを許可の範囲に含めるなど、開発規制というよりは開発の現状を追認したものであり、道内各地のゴルフ場建設に異議を申したてるとともに、ゴルフ場開発の全

面凍結を求めてきた道民の期待をうらぎるものでした。

さらに、「既設・造成中・申請中のゴルフ場が三以上または市町村面積のおよそ一〇％以上」とされる総量規制地域に指定された三二市町村においても「国若しくは道の定めた開発計画等において位置づけられている開発事業」と「地域の振興若しくは発展に著しく寄与し、かつ、地域の自然及び生活環境を損わないものとして市町村長が認める開発事業」については、行政の判断によって開発を認めるという二つの例外規定が存在し、解釈次第では規制地域でもさらに開発可能というように開発への歯止め効果を著しく後退させたものとなっています。

## 2 リゾート計画の中のゴルフ場

例外規定の①

道の報告によれば、道内のリゾート計画は一一六カ所もあり、それらの中核を占めているのがゴルフ場で

すが、要綱では、これが対象外とされています。

そのなかでも、国のリゾート法の承認をうけた富良野・大雪地区には、占冠村トマム地区の一三六ホール、日高町の七二ホールという巨大なゴルフ場計画が含まれており、国有林や保安林に指定されている森林の大規模な伐採が、鶴川や沙流川の水質汚染や洪水、漁業資源に与える影響が心配され、下流の日高地区では、住民が反対運動を起こしています。

また、ラベンダーやポピーの花畑と農地が織りなす丘の風景が多くの人たちをひきつけている中富良野町では、そのラベンダーファームの裏側の丘の「花園に彩られたゴルフ場」計画に対して、日本一の丘の景観を損うものと反対する声が、地元ばかりではなく、全国へ広がっています。

昨年十二月、静岡県では、リゾート法の指定地域におけるゴルフ場計画は「地域住民の同意を得ない限り」と事実上認めない方針を出しました。トマムや日高町、中富良野町の計画に反対する住民の声を、道は、どう受けとめ、判断するのでしょうか。

## 3 地域の振興とゴルフ場

例外規定の②

要綱の例外規定の二番めは、市町

村長が「地域の振興若しくは発展に著しく寄与」と判断した場合となっていますが、ここに目をつけた「規制地域の千歳市では、地元業者が計画するゴルフ場（バックは大手本州企業）を「地域の振興に役に立つから」と市長は推進する構え。地域の振興が、住民ではなく、地元の開発・土建業者の立場に立って判断され、進められているのです。

今日、日本中の市町村が「地域振興のため」という名目でゴルフ場を誘致していますが、ゴルフ場が地域の振興に著しく寄与した例は、全国でも、まだ報告がありません。

一般にいわれる「ゴルフ場による地域振興」は、税金や雇用の増加、地域産品の売上げ増といったプラスの側面だけが強調され、道路や上下水道の設置、ゴミ処理施設の整備と処理、水質検査などの環境対策費や道路の補修費などの財政支出の増加や、地元産業の人手不足化、地下水位の低下による水質汚濁といったマイナスの側面が見落とされています。

要綱では、地域振興に役立つと判断する場合には、同時に「地域の自然及び生活環境を損わない」ことが条件とされています。

現在、各地のゴルフ場計画が「無

農薬」「通常の〇割減」ということで許可されていますが、大規模な森林伐採や土地の改変が、地域の生態系を分断し、自然および生活環境を破壊していることは、ゴルフ場の造成現場を「カネ勘定」をはなれた目で眺めれば明らかです。

#### 4 チェック体制の確立と住民参加

要綱では、残置森林率や土砂の移動、土地の改変などが、林野庁の基準にそってきびしく設定されています。同時に、開発業者には、水源に対する影響や環境影響調査の実施と知事への報告を義務づけています。

しかし、道では、ゴルフ場が単独ではアセスメント条例の対象となっていないので、調査結果に対する異議意見書の提出や公聴会の開催の道が閉ざされています。

また、地域住民に対する開発計画と事業内容に対する情報の公開についても「地域住民の理解と協力を得て行うよう努める」とあるだけで、その運用手続きは明確化されていません。要綱の運用手続の明確化と地域住民の参加・意見聴取・情報の公開の保障が急務と思われれます。

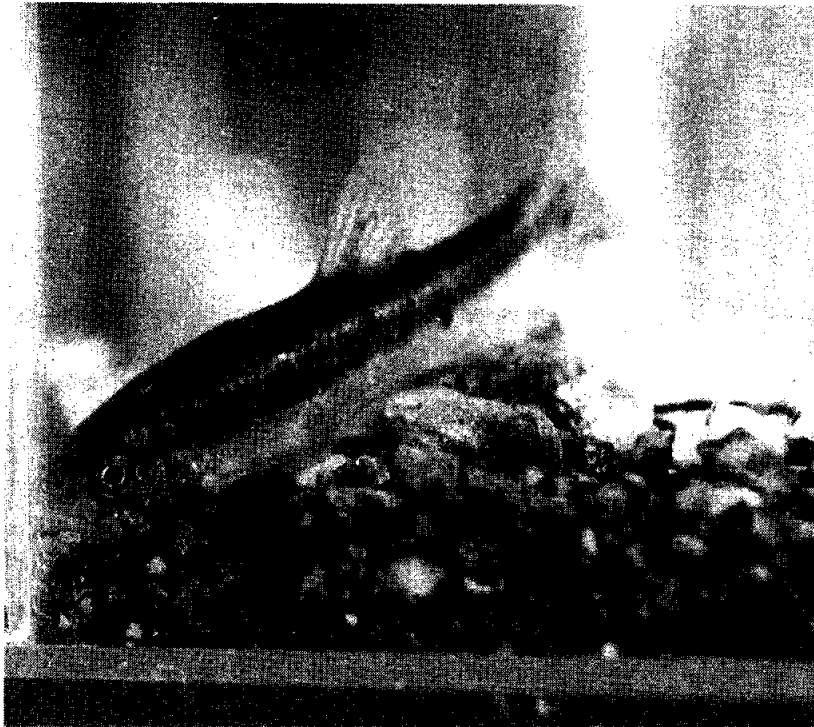
#### おわりに

北海道のゴルフ場経営は、今でも

「赤字にならないければよい」といわれています。現在の二倍ものゴルフ場が完成したあかつきには、一体どうなってしまうのか。要綱の運用にあたる道の判断が気にかかります。

開発企業やゴルフ場建設に執着する市町村、それらの意向をうけて積極的に動く地元選出議員の立場に立

って判断するか、それとも、自然・生活環境の破壊と農林漁業基盤の崩壊を危惧する住民の声を傾けるか、道の対応が注目されます。大規模な自然破壊をともなうゴルフ場やスキー場開発への対応が、環境問題への姿勢をはかるバロメーターとされているからです。



群馬県鮎川の病気になる魚(ハヤ)。上流のゴルフ場から流出した土砂による川の汚れが取り、川の水がきれいになったところから、魚が病気になる。黒い斑点は寄生虫の卵。(小山博氏提供)

# 日本に道路は少ないか



公共事業を考へる

紺谷 友昭

## 日本に道路は少ないか

筆者は札幌駅の北にある四角に区画された街で育った。家の前の広い道路は、戦中はもちろん戦後もしばらく舗装されず、春先はドロドロになり夏には土けむりをあげていた。舗装されたのは、やっと一九六五年ごろで、もう二十歳代も後半になっていた筆者は一つの感慨をもって工事を眺めたものである。

おそらくそのころから道路の舗装は進みはじめ、一九九〇年四月現在で札幌市内の国道、道道、市道あわせて四八八・一kmの舗装率は九八・五%、市街地の道路は実際は一九八〇年ごろには舗装が終わっていたのである。道路担当の市職員は、一九七七年ごろ建設省から通達がきて道路整備に対する補助金が急に増えるようになったと話している。

もちろんこれは全国的に同じことであり、日本の道路総延長は一九五〇年には一三五、四四四kmだったのが一九五五年には一四四、〇六六km、

一九六五年九八八、九六二km、一九七五年一、〇六七、五四七km、一九八五年一、一二七、五〇四kmと一九六〇、七〇年代に急激に増え、次いで舗装も進んだ(注1)。

一九八八年時点で国際比較をする、国土面積一平方km当りの道路密度は日本二・九二kmで、アメリカの〇・六七kmの四倍以上、低地国オランダの二・七八kmを上回って世界一の道路密集国になっている(注2)。道路づくりに熱心だった古代ローマ帝国の属領で、近代には産業革命のはじまったイギリスが一・五三kmなのに比べると、人間生活には十分過ぎるほどの道路が日本にあると考えていいだろう。

道路がふえるにつれて自動車もふえた。日本の車は一九四五年に一四万台だったのが一九五五年九〇万台、一九六五年六九八万台、一九七五年二、八二三万台、一九八五年四、六一六万台、一九八七年四、九九〇万台と、その増え方は幾何級数的で気が遠くなる。道路よりも車の方が増えすぎて、さらに道路が必要だといふ思いをいだかせるのかも知れないが、それでも道路一km当りの台数は日本四五万台でアメリカ二九万台、フランス三一万台に比べると多いが、イタリア八一万台、イギリス六七万台、西

ドイツ六一万台(一九八七年)に比べれば道路に恵まれた国なのである。

## 道路がこんなに作られた理由

日本の一九八九年年度の国民総生産は三八九兆七〇〇億円、このうち国民所得は三〇三兆三〇〇億円、国民所得の二七・三%が税として徴収され中央政府、地方政府(都道府県、市町村)の経費となっている。この政府経費のうち一九八九年では公共事業費の最高額である七兆一八二〇億六二〇〇万円が中央、地方政府の道路整備予算となり、さらに財政投融资の形で二兆五六三〇億円が大蔵省から日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、東京湾横断道路株式会社へ貸し出されている。合計九兆七四五〇億六二〇〇万円の道路建設費。これはアメリカを上回って世界一であり、これだけ道路づくりに金をかけている国家は世界史上、ローマ帝国と並ぶかおそらくそれを超えるであろう。

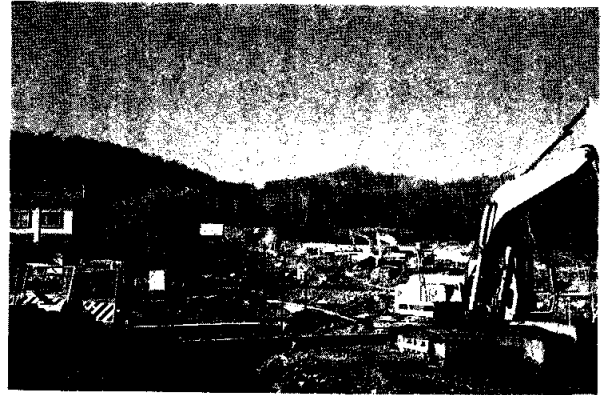
どうしてこれだけの金が道路建設に向けられているかといえば、それはガソリン(揮発油)税、石油ガス税、軽油引取税、自動車重量税の全部または大部分が道路建設に用いられていることによる。こうした目的

税によって道路を作る方式は日本がアメリカを見習って一九五三年から始めたものだ。例の田中角栄氏がこのために奔走したようである。道路は無料公開であるとの大原則を変えて、有料の高速自動車道を作るようになったのも一九五三年からで、これも田中氏の力によるものらしい。

道路がふえると車がふえ、車がふえると道路財源がふえるという循環がこの時から始まった。まことに田中角栄氏が言うように「道路整備の財源にガソリン税が使われることになったため、当時、年間二百億円弱であった道路整備費は、その後の十五年間に百倍以上にふえた(注4)。そしていまでは当時(一九五三年ごろ)の五〇〇倍に近づいている。

こうして現在、一五〇〇ccの小型乗用車を買いた年間一〇〇〇のガソリンを消費する人はその車に九年間乗るとして合計一二三万円の税を負担し、三―四トのディーゼルトラックを持って働き年間六〇〇〇の軽油を使う人は九年間で二九五万七〇〇〇円の税を負担することになる。

しかも日本では車の価格が他の物価に比べて安いこと、鉄道などの大量輸送機関が昔に比べても削減され料金も高いこと、都市の地価高騰で住宅が周辺部に分散していることなど



で車がどんどん増えていく。それにつれて道路財源も自動的にふえていくということになっていく。

#### 道路予算を使うための道路建設

こうして見ていくと、近年になってあちこちの山の中に道路を作りはじめた理由がどこにあるかがわかってくる。

北海道では強い反対で中止になったものの、また再開される可能性のある大雪縦貫道路、反対にもかかわらず着工された日高山脈横断道路、十数年前に中断されたものの知事が工事再開を表明した道道士幌・然別

湖線などはその例である。都市部では周辺の山中に道路が作られるようになってきた。札幌市内で住民がグループを作って反対したものに同市南区の補助幹線道路「藤野通り」があり、また西区の手稲山北山麓をぬける都市計画道路「北一条・宮の沢通り」の延長工事Ⅱ写真Ⅱでは当協会会員が手稲山の破壊を心配して筆者に手紙をよせている。

また昨年(一九九〇年)くれには道道雄武・西興部線二八・七kmが故郷の山中に着工されたのを心配した札幌在住の興部出身の人たちが当協会に相談にきている。同線のように開発道路(工事は国Ⅱ開発局が実施し完成後、道道とする)の名目で一九九〇年現在、着工中の道路は合計二三路線、延長合計六二二kmに達し、ほとんどが人のいない山の中の道である(注5)。

道路ができれば、そこに利用する人にとって便利なのにきまっている。開発道路も生活や産業の必要から地元の市町村が建設を要望したものが多くという。道路の場合、国が直接に建設する部分はもちろん、道道や市町村道として建設する場合でも教育、福祉施設とちがって国の補助率が高く、地元負担は少ない。工事は地元の建設業界にも発注される

し、雇用もふえる(北海道の郡部では成人男子の四人に一人が道路をふくめた土木工事で生計を立てている)して、一見いいことづくめである。

一方、ばく大な道路予算をかかえた政府にとっては平地部分の道路はあらかた完成し、補修や改良だけではとても予算を使い切ることにはできない。また道路を建設するための多数の機構と人員が存在している。いまのままの予算と機構では、やがて日本中の山の中にクモの巣のように道路が張りめぐらされるようになるだろう。地元からの道路建設の要望自体が、中央政府の機構が市町村役場や建設業界に働きかけた結果であるという面もあるようである。

ただし、こうして山の中にまで道路ができる、道路とその周辺幅に延長を乗じた分だけ自然が破壊され、まわりの動植物相が変化するし、排気ガス、ゴミの被害がひろがるのはもちろん、道路を利用してスキー場やゴルフ場が作られるということが起こる。道路がなければ山の中のそれらは存在しないのである。

日本列島は背骨部分に大きな山脈が走り、そこに大量の雨や雪がふり注ぐので植物が豊富に生育し、それを土台に多種の動物相が存在し、そ

れらは平地に住む人々に酸素と水、食物を提供し、密集人口にもかかわらず、その生存を支えてきた。近年のように山脈中にまで多数の道路が作られ続ければ、それらは動植物相を悪化させるのはもちろん、山林の保水力の低下、土砂流出を加速させ、日本の自然とそれに基づく人間文化を退廃させるだろう。故郷の山々だけが心のよりどころであるなどという時代は終りつつある。

### 車と道路をどうするか

まず自動車について考えてみよう。道路があれば人の十倍以上の早さでどこへでも自由に行き、止まることのできる車の有用性は否定できるものではない。これは無駄な時間をはぶき、人間の能力を高めるための重要な手段であろう。長く農耕の民だった日本民族にとって戦後急に普及した車の扱いは、彼らを機械的使用になじませ、その行動を活動的、合理的なものにしつつあると考えられる。これから石油がなくなる時代になっても人類は石油以外の物質で発電した電力、水素などを動力源とする車を使用し続けるだろう。

しかし現在のような車の大量所有、月に一、二回しか車を使わないような人々もそれぞれ車をもって

るような状況は道路建設費を作り出す以外は無用であろう。そのような人々は電車などの大量輸送機関が増大し、都市周辺での分散居住が抑制され、さらに安価なレンタカーが普及すれば車の所有をやめるだろう。

日本の政府は税金で作る一般道路ばかりでなく、公団を作って郵便貯金などからの借入金によって高速自動車道を作り続け、通行する車から高額の料金をとって返済にあてている。しかし市街地を結ぶ形の現在の国道以外に高速道路を作って、そこを長距離バスで通行するのは大量輸送の一つの前進であるとも考えられるので、そのような道路は国費で建設して無料公開すべきであろう。現在では建設官僚の天下り先を確保するために道路公団を存続させて有料道路を作り続ける側面もあるのではないか。

現在のぼう大な道路建設費の主な源泉となっているのは前述のようにガソリン税などを道路建設に用いることを決めている一九五三年制定の道路整備緊急措置法であるが、当初は五年間の暫定措置だったものが、いつまでも廃止されることなく更新され続けている。これは廃止して、その財源は別の用途に向けるべき時代に到達している。その一部で、た

とえば札幌と東京、道内の主要都市を結ぶ高速鉄道を建設し、安価に人と物を運ぶようにすれば車や飛行機の依存度は減るだろう。大事故の危険があり、大量の石油を消費するジャンボ機の利用がいつまでも続けられるとはとうてい考えられない。

都市内と都市間の大量輸送機関が普及すれば車は減りはじめ、道路の建設は国土を破壊するものであることが誰の目にも明らかになっていくだろう。これからの市民運動、自然保護運動も、このような政策面での提案と、その実現を求める方向に発展していかなければ開発を進める巨大な政府機構をとうてい制御できないと思うのである。

(注1) 文中の統計数字は断らないかぎり建設省道路局監修「道路交通経済要覧」平成元年(一九八九)度版、ぎょうせい、による。

(注2) 日本道路協会「世界の道路統計」一九八九年による。(注1)の統計(一九八五)によると世界一はベルギーの四・二km、日本は二・九八kmで二位である。

(注3) (注2)の統計によると一九八八年の道路投資額は日本が八兆三九七七億円、アメリカ八兆一九〇六億円。この両国家の投資額は三位

の西ドイツ一兆五三四億円と格段に異なっている。

(注4) 田中角栄「日本列島改造論」日刊工業新聞社、一九七二年、一四ページ。

(注5) 一九九〇年現在、建設中の開発道路は次の通り。

- ▽名寄遠別線二四・八km▽忠別清水線五〇・三km▽北松山大成線九・六km▽上遠別立線二七・六km▽高見西舎線二一・三km▽豊富中頓別線八・九km▽館町福島線四〇・四km▽鳥牧美利阿線三〇・〇km▽標茶上茶路線三九・一km▽白川美唄線七三・四km▽上猿払清浜線五二・三km▽北進平取線七・四km▽板谷路の台線三二・〇km▽静内中札内線二五・三km▽東藻琴豊富線一五・六km▽小平幌加内線二〇・八km▽遠軽滝上線一二・五km▽白糠足寄線二〇・四km▽夕張厚真線一七・〇km▽旭川美瑛芦別線二一・三km▽稚内猿払線一三・九km▽雄武西興部線二八・七km▽増毛当別線二九・六km。



# 講演会 実施報告

熊木大仁

去る二月二日(土)、札幌市教育文化

会館で開催した。よもやと思っていた湾岸戦争が多国籍軍側の空爆により開始され、多くの人命が失われ、大規模な環境破壊が行われ、悲惨な状況が続くなか、講演会の重要な課題も色あせて見えた。当日は大雪の降るなか約三十人の方々が熱心に耳を傾けた。講演内容の一部を以下に紹介する。

## 海「渚」なぎさ」の 自然と其の利用

講師 拓銀総合研究所

豊島 賢氏

失われゆく自然の海岸線、人口護岸や漁業権が放棄された渚や前浜は、私達の生活にどういう影響を与えるであろうか。漁協の同意があれば容易に埋め立て可能で、ウォーターフロント計画等の大規模開発も注視して行かなければならない。生活環境の多様化で海に親しむ機会が少なくなっている。水族館は海の知識

の宝庫、子供向けの良い本も活用、海にいったらまず遊ぶことが大切。

スライドを主体に海の基礎知識や種々の生物など楽しい講話であった。終わりに、磯焼けの原因、海と温暖化の問題について質疑応答があった。

## 山「森林」の機能と 其の利用

講師 元帯広管林局

栗林 賢一氏

失われゆく原生的森林、昭和三十年代の国の経済政策で大量伐採、カラ松等単一材大規模植林など問題が生じた。林野庁の独立採算制度、膨大な累積赤字、関連する公益的機能の変化、これはヒューマングリーンプランに見られる新しい形の森林喪失につながる。具体的には森林をスキー場やゴルフ場に変えるなどである。森林生態系保存の考えも一方の極として策定された。

現場の第一線に働く林野マンは自分の育てた森林を伐るのがつらいという。情が移るのだそうで、ごく自然な人としての感情であろう。今後、これらの人達との対話の機会をもつ場を考えて行く必要がある。

# 自然 事典 豆

(25)

## オイルフェンス

辻井 達一

(北大農学部教授)

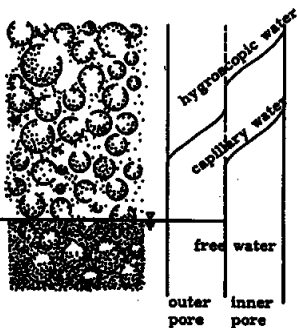
湾岸戦争でペルシヤ湾に原油が流出し、大規模な生態系の破壊が心配されている。こうした海洋汚染は一九八九年三月にアラスカのバルディーズで起こったオイルタンカーの座礁事故でも大きな問題になったが、今回の流出はそれをはるかに上回るものになろう。

原油の流出事故に対する合成樹脂の吸着マットや、オイルフェンスが港に備えてある。その中には北海道にも多い泥炭から造られた吸着材も含まれる。主としてミズゴケを材料とするもので油分の吸着性が大きい。こうした流出事故用だけでなく、通常は栽培漁業用のフェンスや飼料の展着材にも使われている。

栽培漁業用のオイルフェンスは余って流出する分を吸着するため、吸着性が低くなれば回収・交換ということになるが、海洋汚染を防止するためのものは、それこそ大きな事故でもなければ各港に法律に基づいて常備されるものを点検するくらいで通常は消費されるものではない。

今度の湾岸での流出に際しても急な

受注生産は到底、間に合わないという。泥炭というと湿原を構成する重要なベースとしての認識が大きい。利用面としては園芸にも使われる土壌改良材あたりが知られているが、オイルフェンス用にも使われると聞くとさらに身近な存在として見直されるだろう。日本の泥炭地の面積は小さいが世界の泥炭埋蔵量はかなりのもので、オイルフェンス用の資材には困らないがそれにしてもしこうした用途ではなく、生産的な栽培漁業などに使われることが望ましいことは言うまでもない。(図は梅田安治による泥炭のカップ構造を示すモデルで、水や空気を含みやすいことがよく示されている。)



# 陳情書 要望書 意見書

大雪山国立公園内美瑛富士スキー場  
計画の取り扱いに対する要望書

一九九一年一月十一日

北海道知事 横路孝弘様

(印)北海道自然保護協会

会長 小暮 得雄

最近の新聞報道によれば、美瑛町  
が関係するシャパンヘルシゾーン  
計画の一環として大雪山国立公園内  
美瑛富士中腹にスキー場計画があ  
り、自然公園法第二十條にもとづく  
国立公園普通地域内の「届出行為」  
が北海道知事あて近く提出されると  
報じられております。

普通地域内の開発行為、とくに地  
元住民の日常生活にもなる行為は  
実質的な規制を受けないのが、自然  
公園法運営の一般的な趣旨かと思  
いますが、美瑛富士および周辺の普通  
地域は下記のとおり「普通の普通地  
域」ではなく、明らかに「特別の普  
通地域」でありますし、スキー場開  
発は自然環境に与える影響がきわめ  
て大きいと考えられますので、本件

に対しては自然公園法第二十條の  
「その風景を保護するために必要な  
限度において、当核行為を禁止し、す  
ることができる」規定にもとづいて、  
スキー場開発計画を認めることのな  
いように強く要望いたします。

また当該地域が普通地域であるこ  
とは、客観的にみて異例のことであ  
りますので、公園計画の見直しによ  
り特別地域に格上げされるよう、併  
せて要望いたします。

なお当該協会としては美瑛町当局が  
地域振興を熱望しておられることは  
十分に承知いたしており、シャパン  
ヘルシゾーン計画そのものに反対  
するものではありませんが、美瑛富  
士周辺のような優れた自然環境は、  
スキー場開発以外の手段で地元振興  
に結びつけることが、大局的視野か  
ら必要であると考えるものであるこ  
とを申し添えます。

## 記

1 美瑛富士周辺の普通地域は優  
れた自然地域であること

美瑛富士西側の現在の国立公園計  
画によれば、標高およそ一四〇〇m  
付近から山頂へかけての高山帯が特  
別保護地区、標高およそ一一〇〇m  
付近から一四〇〇mあたりのアカエ  
ゾマツ、ハイマツ、ミヤマハンノキ  
林などの森林限界地帯が第一種特別

地域となっている。

今回スキー場計画がなされるとい  
う普通地域はその下部で、標高およ  
そ一一〇〇m以下であるが、植生は  
エゾマツ、トドマツにアカエゾマツ  
を交える針葉樹林、あるいはそれに  
ダケカンバ、ミズナラなどを交える  
針広混交林で、環境庁の緑の国勢調  
査によっても、森林ではもともと豊  
かな自然をあらわす植生自然度9に  
位置づけられている。

またスキー場予定地およびその周  
辺には、ナキウサギ、クマガラなど  
貴重な野生鳥獣の生息が確認された  
のをはじめ、多くの野生生物の生息  
地として良好な自然環境を維持して  
いる。

これらの自然環境は、一九八九年  
に北海道が策定し公表した北海道自  
然環境保全指針の「すぐれた自然地  
域」のうち、「大雪山(十勝岳連峰)」  
の「大規模な原生林」「全国的レベル  
で重要な生物とその環境」「特殊鳥類  
生息地」などに該当するものであり、  
その利用は「学術研究、徒歩による  
自然探勝等に利用を限定する」方針  
が堅持されるべきである。

したがってリゾート開発の一環を  
なすスキー場として、大規模な森林  
伐採をとまなうコース造成、徒歩に  
よらず機械にたよる索道施設などが

整備されることを禁止するのは、自  
然公園法第二十條の「その風景を保  
護するために必要な限度において、  
当該行為を禁止し、することができ  
る」規定にもとづく当然の措置であ  
る。

2 美瑛富士周辺などが普通地域  
となっているのは異例であること

自然公園の普通地域は、その自然  
公園の特別地域と一体となった既存  
の集落、農耕地、里山林業地(造林  
地、薪炭林など)で、そこに営まれ  
る農林業などの風景が自然公園と融  
合した地域に指定されるのが一般的  
である。自然公園法第二十條の「届  
出」も、そのような地元住民の日常  
生活を強く規制することのないよう  
に定められた制度と理解できる。

ところが美瑛富士中腹を含む十勝  
岳中腹一帯の普通地域は、一項に記  
したように一般的な普通地域とは明  
らかに異なり、原始的で豊かな自然  
環境を保持している。その理由は大  
雪山国立公園の特別地域が指定され  
た当時の昭和戦前は、①この一帯が  
御料林で、皇室財産を規制すること  
は適切でない」と判断されたこと、②  
当時は白金温泉がまだ存在していな  
かったこと、によると考えられる。  
しかしこの現状は大雪山国立公園  
の保護、利用の観点から好ましくな

いので、戦後は何回か特別地域へ格上げすることが試みられたが、諸般の事情から未だに実現していないという。そのため白金温泉集団施設地区も普通地域内に存在する変則状態が継続しているのである。したがって公園計画の見直しを早急に行い、当該地域を特別地域に格上げする必要がある。特別地域への格上げが実現できるまでの暫定期間は、当該の普通地域は「特別な普通地域」の認識のもとに、スキー場などの開発行為は禁止すべきである。

大雪山国立公園内美瑛富士スキー場計画を撤回する要望書

一九九一年一月十一日

美瑛町長 水上 博様

(社)北海道自然保護協会

会長 小暮 得雄

最近の新聞報道によれば、美瑛町が関係するジャパンヘルシーゾーン計画の一環として大雪山国立公園内美瑛富士中腹にスキー場計画があり、自然公園法第二十條にもとづく国立公園普通地域内の「届出行為」を北海道知事あて近く提出すると報じられております。

国立公園の普通地域では、地元住民の日常生活にもなう通常の開発行為は実質的な規制を受けることな

く、届出で実施できるのが一般的かと思いますが、美瑛富士および周辺の普通地域は下記のとおり「普通の普通地域」ではなく、明らかに「特別の普通地域」でありますし、スキー場開発は自然環境に与える影響がきわめて大きいと考えられますので、本件については普通地域といえども、自然公園法第二十條の「その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止することのできる」規定にもとづいて「禁止」されるのが至当と考えられます。

したがって美瑛町が、大雪山国立公園の保護、利用の大局的な見地から、このスキー場計画を撤回する決断をされるよう強く要望いたします。なお当協会としては美瑛町が地域振興を熱望しておられることは十分に承知いたしており、ジャパンヘルシーゾーン計画そのものに反対するものではありませんが、美瑛富士周辺のような優れた自然環境は、スキー場開発以外の手段で地元振興に結びつけることが、必要であると考えるものであることを申し添えます。

記

(知事宛要望書記載と同文につき以下省略)

大雪山国立公園美瑛富士スキー場計画の取り扱いに対する要望書

一九九一年一月十一日

環境庁長官 愛知 和男様

林野庁長官 小澤 普照様

(社)北海道自然保護協会

会長 小暮 得雄

最近の新聞報道によれば、美瑛町が関係するリゾート開発計画の一環として、大雪山国立公園内美瑛富士中腹の普通地域内にスキー場計画があり、近く北海道知事あて自然公園法第二十條による「届出行為」が行われ、同時に国有林の土地貸付などの手続きが進められると報じられております。

しかし当該地域は、人為的影響を強く受けた通常の国立公園普通地域とは明らかに異なり、豊かな自然環境を誇り、本来であれば当然のこととして特別地域として、厳正に自然が保全されるべき地域でありながら、変則的に普通地域の状態が継続している特殊な地域であります。

したがって当該地域においては、スキー場開発など大規模に自然を改変する行為は普通地域といえども、自然公園法第二十條の規定により「禁止」されるのが至当と考えられ、当協会としては、「届出行為」を受理する北海道知事に対して、別紙写し

のとおり要望書を提出いたしました。

この行政に密接な関係を有する貴職におかれましても、その趣旨のつとり、特段のご配慮をいただかずよう、要望いたします。

赤井川リゾート開発に関連する下流域土砂流出被害への対策を求める要望書

一九九一年二月六日

北海道知事 横路 孝弘様

道環境影響評価審議会

会長 遠藤 博也様

(社)北海道自然保護協会

会長 小暮 得雄

赤井川リゾート基地は、林野庁ヒューマングリーンプランの道内初のケースであり、自然環境保全のモデル事業とも伺っております。

また、その規模は国内最大級ともいわれ、とりわけその大規模な森林伐採の下流域に与える影響については、当協会としても重大な関心を持ってこれを注視してまいりました。

しかるに、一昨年十一月の工事開始以来、下流域に水質の汚濁や土砂流出などの大きな被害が生じていることは極めて遺憾であり、その原因はリゾート開発と関係があるとの疑念を拭うことができません。現状の

まま森林伐採等を伴う工事を継続するならば、さらなる重大被害の発生も予測され、憂慮すべき事態を招くのは必至であります。

つきましては

(一) 被害状況の実態と原因を解明し、防災工事を含めて工事計画そのものを再検討した上で、万全の対策が立てられるまで工事を凍結すること。

(二) 北海道環境影響評価審議会により、本開発計画に関する追跡調査が実施されること。

を強く要望するものであります。

なお赤井川リゾート開発計画に関する北海道環境影響評価審議会の審議内容を明らかにする資料をご送付いただければ幸甚に存じます。

湾岸戦争の速やかな終結を求めるとともに国際環境赤十字(仮称)を結成して環境破壊の拡大防止を図ることについての要望書

一九九一年二月十二日

内閣総理大臣 海部俊樹 様

環境庁長官 愛知和男 様

日本自然保護協会会長 沼田眞 様

日本赤十字社社長 山本正淑 様

北海道自然保護協会

会長 小暮 得雄

このたび不幸にして勃発した湾岸

戦争は、一般市民を巻き添えにしたつ長期化の様相を示すとともに、ペルシャ湾への原油流出などの環境破壊が憂慮されるに至っております。黒い原油にまみれた痛ましい水鳥の姿は、戦争に対する無言の告発といえるでしょう。

世界が平和であり続けることを望むのは地球市民として当然のことであり、当協会としても戦争が速やかに終結されることを切望するものであります。

まさしく「戦争は最大の環境破壊」に他なりません。湾岸戦争の先行きはなお予断を許さないものがありますが、その帰趨の如何にかかわらず、いま現在も、原油の流出、油田の炎上などによる海洋や大気の汚染、生態系の破壊などが進行し、すでに重大な問題となっている地球温暖化など、世界的規模での環境悪化に拍車をかけることが憂慮されます。

つきましては、

日本が国際社会の一員として果たすべき役割として、

(一) 下記のとおり緊急に(仮称)国際環境赤十字(International Environment Red Cross以下IERC)の結成を関係機関に働きかけ、国際協力のもとに、環境破壊の原因除去と拡大防止に有効な手

段がとれるよう、特段の努力を払うこと、

(二) IERCが結成されるとしても、なお若干の時間を要し、その間にも環境汚染、環境破壊の進行を免れないことから、日本の優れた技術を活用して、原油の除去などに有効な対策が講じられるよう、特段の努力を払うこと、  
を強く要望いたします。

記

一、IERCは、環境保全にかかわる国際機関(例えば国連環境計画UNEP、国際自然保護連合IUCN、世界自然保護基金WWF、国際赤十字IERCなど)の連携によって参戦国、非参戦国を問わずに結成される。その結成の精神は、公平、政治・経済・宗教上の自主独立、普遍、など赤十字(イスラム教国の赤新月Red Crescentを含む)に準ずるものとする。

二、IERCは、国際的な協力のもとに、戦争等によって惹起された環境汚染、環境破壊の原因除去と拡大防止に有効な手段を講ずることと努める。

三、戦争当事国は、IERCが二、の目的を達成するために行う活動を、妨害しないことを保障する。  
四、IERCは、戦禍が人類共通の

貴重な文化遺産に及ぶことのないように、努めるものとする。

五、「国際環境赤十字」の名称を用いることが、一九四九年「ジュネーヴ諸条約」第四条約第四十条ないし第五三条の趣旨に抵触する場合には、上記の用語に代えて、「国際環境緑十字」(International Environment Green Cross略称IEGC)の名称を用いるのが穏当である。

【あとがき】

湾岸戦争がはじまった直後から、協会の内部でも、戦争終結に向けてのアピールを求める声が高まりました。一月開催の理事会では多様な意見が交わされ、結論が熟さないまま保留となりましたが、戦争がしだいに凄惨の度を加え、まさに大環境破壊の様相を呈するにおよんで、にわかに提言の機運が昂まり、急遽、二月六日に開かれた緊急の常務理事会で、前掲の要望書が採択された次第です。

まさしく戦争は最大の殺戮(さつりく)であり、最大の環境破壊であります。今回の要望書は、戦争による人命の殺戮がそれ自体として許されないことを自明の前提としつつ、速やかな戦争の終結を求めるとも

に、国際環境赤(緑)十字の結成を提唱し、環境の保全ないしは汚染の防止という面で、わが国の国際的貢献がはたされるべきこと、を強く要請しました。

その後湾岸戦争は、深刻な後遺症を残したまま、劇的な終幕を迎えましたが、環境赤(緑)十字の結成を呼びかけた要望書の精神は、脈々と生きつづけるでしょう。

会長 小暮 得雄



(会場記載のないものは事務所で実施・敬称略)

### 第二二三回理事会

一九九一年一月十九日

出席者 小暮得雄、俵浩三、今村朋信、紺谷友昭、福池郁子、柳沢信雄、熊木大仁、滝口亘、中川元、林吉彦、土方晃、平井百合子、三浦二郎、山本行雄(十四名)

### 報告

一、長沼町の農業試験研究所建設計画に対する反対要請について

「沙流川を守る会」から連合を経由して要請書が届けられたが、協会がとり上げるべき問題がどうかなど不明な点も多く、引き続き事実関係をフォローすることになった。

二、知床森林生態系保護地域の自然観察教育林内に遊歩道を作る計画について

営林署から地元に対し計画の提示があったが、ヒグマと遭遇する危険その他問題が多く、斜里町及び地元自然保護団体は反対している旨、中川理事より報告があった。

### 議題

一、湾岸戦争に関し「即時平和的解決の努力をするよう」要望書を出すことについて

そもそも協会として要望を出すべき問題なのか、また協会として単独で動くことが適当かどうかについて意見の一致をみず、結論を留保した。

二、入退会者の承認について

A会員十七名、B会員一名、学生会員一名、団体会員二団体の入会が承認された。

三、美英富士スキー場計画に関する要望書について

一月十一日付で知事、美瑛町長、環境庁長官、林野庁長官宛要望書を送付したことが了承された。

関連して、道内の国立・国定公園普通地域の見直しを建議することの提案があり、その方向で検討することになった。

四、赤井川リゾート開発に関する提言について

知事及び道環境影響評価審議会会長宛要望書を提出することになった。

五、「森林生態系保護地域」候補地の選定について

日本自然保護協会より林野庁と候補地選定の接渉をするにあたり、道内では大雪・日高・狩場周辺の三カ

所を推薦する予定であるが、狩場周辺に奥尻島を含めるか否か問うてきたことにつき検討し、含めるべきと決まった。また他に夕張・阿寒湖周辺・サロベツ海岸が候補地として話題にあがった。

### 第七回常務理事会

一九九一年二月六日

出席者 小暮得雄、俵浩三、今村朋信、紺谷友昭、中野徹三、福池郁子、柳沢信雄(七名)

### 議題

一、「湾岸問題」に関する意見表明について

依副会長から「環境赤十字(仮称)を結成し環境破壊防止にとめること」についての要望書案が提出され、若干の修正を加えた上で、国内だけでなく国際機関にも要望書を送付することが決まった。

## 雪だるま基金

- 八木 貞一 一〇〇、〇〇〇円
- 中野 徹三 一三、〇〇〇円
- 菊地 武 一、〇〇〇円
- 石井 次郎 二、〇〇〇円
- 野呂 武司 一、〇〇〇円
- 八木 健彦 一〇、〇〇〇円
- 自由法曹団有志 二二、四二五円

北大ワンダーフォーゲル

OB有志 四、〇〇〇円

山 地 由起子 五、〇〇〇円

北大理学部有志 四、五七〇円

信 濃 会 二五、七六四円

釧路湿原を守る集會

参加者有志 五、七七五円

北大ワンダーフォーゲル

東京OB会 五〇、〇〇〇円

藤 本 明 一、〇〇〇円

伊 藤 誠 一 一、〇〇〇円

日本科学者会議

北海道支部 九、八三二円

松 原 恵 子 五、〇〇〇円

自然観察指導員研修会

参加者一同 五、〇〇〇円

秀 岳 荘 二〇、〇〇〇円

☆ありがとうございました(敬称略)。

〔雪だるま基金納入方法〕

郵便振替口座 小樽五―一七二八  
口座名 (株)北海道自然保護協会



※振替用紙は郵便局窓口にあります。

## 寄付金

このたび、「秀岳荘」様より一般寄付に三万円、雪だるま基金に二万円のご寄付をいただきました。ありがとうございました。

## 寄贈図書

寄贈者 八木健三

・「マリモ四十年のあゆみ」

寄贈者 斜里町立知床博物館

・「知床博物館研究報告第二集」

寄贈者 鮫島惇一郎

「山と溪谷 一九九一・一」

寄贈者 野生生物情報センター

「シカ・クマ国際フォーラム北海道一九九〇報告書」

「ワイルドライフ・レポートNo.12」

寄贈者 神原昭子

「しまぶくろう」

寄贈者 苫小牧市

「苫小牧市の環境 平成二年版」

## NC編集室より

・次号から新たに「掲示板」コーナーを設けることに致しました。会

員の方が企画された観察会や勉強会その他の行事を一般会員に広く知らせ、参加を募る場合にご利用下さい。原稿締切り日までに到着したものに付き「行事内容・日時・場所・連絡先」を掲載します。なお営利目的のもの、一般会員向けと判断できないもの、協会の活動にそぐわないもの等は掲載できません。申込みは協会事務局NC編集室宛、必ず「掲示板コーナー掲載依頼」と付記の上郵送して下さい。

・次号は五月末日原稿締切り、六月末日発行予定です。八〇〇字から一五〇〇字で原稿をお待ちしています。

・このNCは大坊さん、松野さんのご協力により作成致しました。

(紺谷・土方)

## 事務局より

・本年度の協会事務もお陰様で無事終了することができました。これ偏に会員皆様方のご支援ご協力の賜と心から感謝申し上げます。

またボランティアとしてご協力いただいた方々にも、この場を借りて御礼申し上げます。

・四月一日から新年度(一九九一年

度)になりますので、同封の郵便振替用紙により、四月三十日まで新年度会費の納入をお願い致します。なお会費未納の方は新年度会費と合わせて納入して下さい。

〔会費〕

個人A会員 四、〇〇〇円

個人B会員 二、〇〇〇円

(A会員と同一世帯の会員)

学生会員 二、〇〇〇円

団体会員 一口 一〇、〇〇〇円

〔会費納入方法〕

郵便振替口座 小樽一―四〇五五

北海道拓殖銀行本店〇一七二五九

(普通)

北海道銀行本店 一〇一四四四

(普通)

・住所・連絡先及び会員区分を変更された方は、お手数でも早目にお知らせ下さい。

一九九一年三月二十日

〒札幌市中央区北二条西十二丁目五番六階

発行所 財団法人北海道自然保護協会

電話 (〇一一) 二五二―五四六五

発行人 小 暮 得 雄

印刷 ㈱北海道機関紙印刷所

この紙は再生紙を使用しています